

評価対象事業選定に係る事務局案について

事務局で以下の事業抽出基準に基づき、第1次野洲市総合計画改訂版ロードマップ 61事業から、外部評価の対象とする10事業を事務局案として抽出しました。

*別紙「外部評価対象事業選定資料（事務局案）」のとおり

○事業抽出基準

1. 市として独自の取組みを行っている事業であること。
2. 市の施策として重要度が高いこと。
3. 市が主体として実施する事業であること。
4. 単年度で終了する事業ではないこと。
5. 事業独自に広く市民の声を聞く場を設置していないこと。
6. 事業が実施段階にあること。（事業が構想の段階のものは評価対象としない。）
7. 評価機会を確保するため、所管部署に偏りが無いこと。